

居住していないときの申立書の添付書類

平成26年4月1日以降分

申請家屋の所在する場所に居住していない場合、
申立書 + 申立書の添付書類（下記参照） + 住民票の写し が必要です。

現在家屋の処分方法		添付書類
売却する場合		売買契約（予約）書、媒介契約書等 売却することを証する書類
賃貸する場合		賃貸借契約（予約）書、媒介契約書等 賃貸することを証する書類
現在家屋が自己所有でない場合 （借家、借間、社宅、寮等）		賃貸借契約書、使用許可書、社宅入居証明書、家主の証明書等 自己所有する家屋でないことを証する書類
親族が住む場合		当該親族の申立書（原本）等 今後、申請者が居住用として使用しないことを証する書類
処分方法が 未定	抵当権設定を急ぐ場合	金銭消費貸借契約書、家屋代金の支払期日が記載された売買契約書等
	やむを得ない事情により 登記までに入居できない場合	本人又は家族等が病気の場合 → 治療期間が記載された医師の診断書 前住人が未転出の場合 → 引渡期日が記載された売買契約書等 単身赴任の場合 → 家族の住民票、申請者の在職証明書等 学校関係の事情の場合 → 在園・在学証明書、もしくは学生証